



平成 23 年 4 月 28 日

各 位

会社名 アイカ工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 小野 勇治
(コード番号 4206 東証・名証第1部)
問合せ先 取締役総合企画部長 百々 聡
電話番号 052-409-8261

株式報酬型ストックオプションに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 23 日開催予定の当社第 111 回定時株主総会に、当社の取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する議案を付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役に対し株式報酬型ストックオプションを発行する理由

当社は取締役の報酬を当社の株価や業績と連動したものとするため、取締役に対し役員退職慰労金制度に代えて同等の経済価値を有する新株予約権を株式報酬型ストックオプションとして発行することといたします。

2. 新株予約権の割当対象者

当社の取締役对新株予約権を割り当てるものといたします。

3. 新株予約権の発行の要領

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および総数

新株予約権の総数 230 個を、定時株主総会開催日の翌日以降 1 年間に発行する新株予約権の上限とする。

新株予約権の目的である株式の種類および数：当社普通株式 23,000 株

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数：100 株

なお、当社が会社分割（株式無償割当を含む）、株式併合、または資本の減少等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社が必要と認める調整を行うものとする。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権割当日において、ブラックショールズ・モデルにより算出した価格を払込金額とする。ただし、割当を受ける者が当社に対して有する報酬請求権と相殺するため、金銭の払込を要しない。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される新株予約権 1 個当たりの財産の価額は、新株予約権の目的である株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決議する新株予約権の割当日の翌日より 20 年間とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

①新株予約権者が当社の取締役の地位を有する時は新株予約権を行使することができないものとする。

②新株予約権者が上記(4)に定める新株予約権を行使できる期間の最終日の 1 年前の応答日まで当社の取締役の地位を喪失せず新株予約権を行使することができない場合には、当該応答日より(4)に定める新株予約権を行使することができる期間の最終日まで新株予約権を行使することができるものとする。

③当社が消滅会社となる合併契約書が承認された場合および当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償にて取得し、消却することができる。

④新株予約権証券は発行しない。

⑤その他本件新株予約権の内容、細目については当社取締役会の決議によりこれを定める。

以 上

【注】上記の内容については、平成 23 年 6 月 23 日開催予定の当社第 111 回定時株主総会において、承認可決されることを条件といたします。